

有恒監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 11 月 29 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、有恒監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

1. 有恒監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。
 - (1) 内部管理に関する規程等を定めておらず、また、本部組織が未整備であり監査部門を横断的に統制していないなど、内部管理体制は不十分である。
 - (2) 監査の品質管理全般にわたって方針と手続が未整備又は不十分である。
 - (3) 監査業務の審査については、審査が実施されていない監査業務や重要な監査上の論点が審査に付されていない監査業務があるなど審査態勢は不十分である。
 - (4) 品質管理の実施状況の点検が全く行われていない。
 - (5) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。
2. また、当該監査法人は、このような著しく不当な運営の事実の一部を隠すために虚偽の内容を記載した業務報告書（平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期）を近畿財務局長に提出し、日本公認会計士協会の品質管理レビューにおいても虚偽の内容の回答を行うなど、法人全体として業務改善に真摯に取り組んでいないものと認められる。

連絡・お問い合わせ

公認会計士・監査審査会事務局

(代表)03-5114-3600